(ii)　当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定（(i)に掲げる変更の認定、合計出力を減少させる変更であって当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であって当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、太陽電池の合計出力を変更しなければならない場合における当該変更の認定を除く。）

(2)　当該設備に係る調達期間の起算日以後における次に掲げる変更の認定

(i)　当該設備の出力の変更の認定（出力を減少させる変更又は出力を増加させる変更であって増加後の出力が二千キロワット以上となる変更の認定を除く。）

(ii)　当該設備に係る太陽電池の合計出力の変更の認定（(i)に掲げる変更の認定又は合計出力を減少させる変更であって当該減少が当該合計出力の二十パーセント未満の変更若しくは合計出力を増加させる変更であって当該増加が三キロワット未満かつ当該合計出力の三パーセント未満の変更の認定を除く。）

(3)　当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電気的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定

調達価格	調達期間
十八円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間

備考

イ　調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとする。

ロ　調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ハ　当該設備がみなし認定事業者に係るものである場合（平成二十八年八月一日以降に当該設備に係る接続契約が締結された場合に限る。）又は当該設備が認定事業者に係るものである場合であって、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。

ニ　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

9　法第七条第三項に規定する落札者の当該落札に係る太陽光発電設備であって、同項又は同条第六項の規定による当該落札者の決定の日が平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に属する場合における当該太陽光発電設備に係る調達価格等は、第一項から第五項までの規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

［新設］

調達価格	調達期間
法第七条第八項の規定により経済産業大臣（同条第十項の規定により指定入札機関が入札業務を行う場合にあっては、指定入札機関）が公表する落札者ごとの落札に係る供給価格の額に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間